

労働問題を読み解く民法の基礎知識

～民法と労働法を双方向でとらえ、民法知識を労働問題で使いこなす～

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）・渋谷労働基準協会
（一社）品川労働基準協会・（一社）大田労働基準協会

民法には契約自由の原則があり、労働法はこの契約自由の原則を基本的に維持しつつもこの原則に対する修正をしています。

労働問題に対して民法がどのように適用されるのか、その場合の民法のそもそもの考え方はどのようなものであるかを、労働関係事件の訴訟に関わっている弁護士が具体的に解説いたします。

記

- 1 日時 平成27年12月8日（火）13：30～16：00（開場・受付は13：00～）
- 2 会場 （一社）三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 3 講師 森井利和氏 弁護士（西東京共同法律事務所）
- 4 内容

- ・労働法と民法の関係（総論）
- ・雇用契約の成立と内容（労務提供と賃金の発生）
- ・債務不履行（私傷病と債務不履行、損害賠償責任）
- ・危険負担（労務提供義務の消滅と反対債権の存続・消滅）
- ・契約の解除（契約の解除と債務不履行）
- ・期間の定めのない労働契約（解雇と退職）
- ・使用者の権利の譲渡（出向）
- ・時効（賃金債権の時効消滅）
- ・その他（信義則、権利の濫用、瑕疵のある意思表示、意思表示の到達など）



著書(テキスト)紹介：労働問題は労働法だけで完結するのではなく、民法の原則が適用されたり、民法の原則が修正されて労働法の特別な規制を受けたりする。

本書は、労働問題にかかわりながらあまり民法知識を持たない層（企業人事労務担当者、組合関係者等）を対象として、裁判事案を素材に、民法の視点と労働法の視点を双方向に持ちながら、実務に必要な民法の基礎知識を解説する。また、現在進行中の民法（債権法）改正に向けた議論も視野に、今後の労働問題への影響にも随所で触れている。（Amazonレビュー 5 ☆）

- 5 受講料（消費税含む） 会員 6,000円 それ以外の方 7,000円
*使用テキスト：労働問題を読み解く民法の基礎知識（森井利和編著 労働調査会 4,104円）

6 定員 32名

7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内（到着から 12 月 1 日まで 2 週間ない場合は 12 月 1 日（火）までに次の銀行口座にお振込みください（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例 1208 〇〇カイシャ等）

③受講の取消：12月1日（火）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。

- 8 問合先 （一社）三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692